

第 45 号議案

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正に伴い、条例改正を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。